



病院図書館員の専門職化

—司書をめぐる専門職論争の経験を参考に*1—

薬師院はるみ

I. はじめに

2006年第2号の「病院図書館」には、「病院図書館の業務分析」に関するアンケート調査の結果が掲載されている。この調査は、病院「図書室担当者の専門性は生かされているか」などを調べる目的で実施されたものである¹⁾。翌年第2号の同誌にも、病院「『図書室担当者の専門性』を明らかにするために、図書館司書職とその専門性の歴史的背景の調査」をテーマに設定した文献研究の結果が報告されている²⁾。

すなわち、2009年第2号の「病院図書館」にも記されているように、近年、病院図書館の世界では、「常に努力して追求しているにもかかわらず司書の専門性は、社会的な認知を受けるには程遠い」という状況下、「病院図書館における“司書の専門性とは何か？”について考え」るための議論が展開されているのである³⁾。

しかしながら、専門性をめぐる議論は病院図書館の世界に特有のものではない。日本の図書館界全体でも、図書館員の置かれている状況を改善しようと、何十年にもわたって司書の専門性を探り、専門職としての司書職制度を確立させるための議論が反復されてきた。たしかにそ

れらの議論では、病院図書館の固有性が特に注目されていたわけでもない。むしろ議論の中心は、公立や大学、あるいは学校図書館を対象としたものであった。それでも、司書をめぐって図書館界が積み重ねてきた諸議論が、図書館全般を視野に入れてきたことも事実であろう。そこで本論では、この議論がたどった経緯を簡単に振り返ることから始めることにする。

II. 司書をめぐる専門職論争の歴史的概観

図書館職員が抱える諸問題を検討するための議論は、当初から専門職の問題として論じられていたわけではない。岩猿が述べるように、「戦前の大学、公共図書館の職員問題は、もっぱら、司書の待遇改善運動に集中⁴⁾した。しかし、1960年代半ば頃より、図書館職員に関する議論は、待遇問題よりもむしろ専門性や専門職の問題として論じられるようになるのである。

例えば、大学図書館界では、「1964年に『司書職制度に関する特別委員会』を新設し、待遇改善の要求とは切りはなして、図書館員を専門職として位置付けるために、新しい視点から基礎的研究を行った⁵⁾。1966年の「図書館雑誌」には、1月号から11月号までの約1年間にわたって、「図書館員の専門性と専門職化の問題を追及する⁶⁾」ための連載特集が掲載された^{7,8)}*2。同年の全国図書館大会東京大会では、図書館員の専門性や専門職制度に関する問題を検討すべ

やくしいん はるみ：金城学院大学 文学部

*1 なお、本論では、出典に応じて「病院図書館」と「病院図書室」、あるいは、「図書館員」と「図書館職員」などの用語を併出させている。しかし、それらの用語間に厳密な区別を設けているわけではない。また、「司書」という用語にしても、図書館に置かれる専門的職員、ないしは理念型としての司書を指し、必ずしも現行の司書資格保持者と同義ではない。

*2 この連載特集の特集名は、5月号より、「図書館員とは何か」から「図書館員シリーズ」に変更された。

く、図書館員の問題研究部会が設けられた⁹⁾。

要するに、1960年代半ば頃より、図書館界では、専門職としての司書職制度を確立すべきとの意見が主流となっていったのである。しかしながら、館種にかかわらずほとんどすべての図書館は、1つの経営組織体として自律しているわけではない。したがって、司書職制度を新たに確立するにあたっては、そのための明確な根拠が必要であった。図書館運営には、専門性を持つ司書の存在が不可欠であり、そのための制度が必要なことを、図書館の上位組織やそこに属する他職種の職員にも明示する必要があったのである。

ところが、その専門性が何かということになると、図書館関係者の間でさえ統一見解があるとは言い難い状態であった。そのため1970年1月には、上述した図書館員の問題研究部会の要請により、図書館員の問題調査研究委員会が日本図書館協会内の常設委員会として設けられた。同委員会では、「図書館員の専門性を明らかにし、専門職制度確立のために調査研究をする」ことを、「その発足にあたって確認した目的の第1点」として掲げている¹⁰⁾。

この委員会の活動がある種の起爆剤的な役割を演じ、司書の専門性に関する議論はさらに本格化していった。同委員会も司書の専門性を究明すべく検討を重ね、3回の中間報告を経て^{11~13)}、1974年3月には「図書館員の専門性とは何か」についての最終報告を発表した。その報告には、専門職としての司書が備えるべき3要件と、真摯に熟考を重ねた結果であることが推察される丁寧な解説が付されている¹⁴⁾。

しかしながら、この最終報告が掲げた要件は司書職制度確立の根拠にはなり得なかった。実際1995年にも、「現代の図書館」誌上で「図書館員の専門性」をテーマに特集が組まれ¹⁵⁾、「専門職制度はなぜ成立しないのか？」と題した論考¹⁶⁾などが発表されている。2009年にも、館種を横断する図書館関係の雑誌で、「『図書館員の役割・司書の専門性』という特集テーマ」¹⁷⁾

が組まれているのを見つけることができた。なお同特集には、従来と同様、米国を理想視する論考が含まれる一方で¹⁸⁾、新たな傾向として病院図書館を対象とした論考も登場している¹⁹⁾。

Ⅲ. 専門職論争の特徴とその問題点

それにしても、これほど議論を重ねながら、司書の「専門職制度はなぜ成立しないのか?」。私はかつて、専門性や専門職などの言葉を軸に論じられた司書に関する議論の検討を試みたことがある²⁰⁾。その結果、これらの議論には注目すべき諸特徴が存在することが判明した。それらのうち、ここでは司書をめぐる議論に導入されていた社会学的な専門職論の問題を取り上げる。

少なくともかつてにおいて、図書館界で専門職という言葉が用いられる際には、しばしば社会学的な専門職概念が意識されていた。たしかに、論者のすべてが司書の目指すべき模範を社会学が追求してきた専門職像に求めていたわけでもない。むしろ論者の多くは、司書のみを要求される独特の知識や技能という意味で専門性という言葉を用い、不本意に他職種へ配置転換されない図書館専属の職員などの意味で専門職という言葉を用いていた。それでも、日本の図書館界における専門職論争が、社会学的な専門職論に巻き込まれていたことは間違いない。

その一因として、1978年に岩猿も指摘したように²¹⁾、図書館界の動きに先立ち、社会学の分野で専門職研究が盛んになっていたという事情を挙げることができる。ただし、司書の議論に持ち込まれたのは、主としてウィンターがいうところの特性理論であった²²⁾。単純化していえば、特性理論とは、専門職にはそれを定義づける諸特性が備わっているとみなす理論である。

司書の専門職論争にかかわった論者の多くは、その諸特性を獲得していくことで司書も専門職化が可能と考えた。だからこそ、専門職の要件や、それらの要件のうち司書に欠けているものを追求する議論が反復されてきたのである。

しかしながら、司書をめぐる議論に社会学的な専門職論、とりわけ特性理論を持ち込むことには問題がある。というのも、そもそも専門職の諸特性とは、すでに専門職とみなされている職業に特有の性質を列挙し、事後的に特性として追認したものに過ぎないからである。そのため、専門職の諸特性を検討することで、専門職が現に備えている性質を理解することはできて、それだけで司書が専門職化するための具体的な解決策が得られるというわけではない²³⁾。

社会学者の間でさえ、専門職の特性に関する共通見解は存在しない²⁴⁾。それでも、しばしば指摘されてきた特性としては、専門職協会や倫理綱領が存在すること、抽象的な知識体系に基づく長期にわたる訓練を必要とすること、養成教育が大学の課程に組み込まれていること、奉仕志向性を持つことなどを挙げることができる。しかし、専門職協会や倫理綱領、あるいは大学の課程に組み込まれた養成教育が、司書の専門職化に繋がらなかったことは周知の通りである。また、抽象的な知識体系に基づく訓練の必要性を証明するのはそれほど容易なことではない。

この状況は、病院図書館の世界でも変わらない。実際、「病院図書館員の専門性を高めるには、病院図書館員の教育制度の確立が必要」と考えられているにもかかわらず、「病院図書館員が学ぶ場所は今のところ、各種の研修会や研究会に限られている」のが現状となっている²⁵⁾。

司書の専門職化を目指すにあたり、社会学の理論を意識する必要などないとの意見も存在しよう。実際、司書が専門職という言葉を用いて目指してきたあり方と、社会学的な意味での専門職とは本質的に異なるものである。しかしながら、専門職という言葉を用い続ける限り、この言葉が既存の専門職概念を想起させ、その結果、議論はその概念が規定する枠組の中に納まらざるを得なくなる。かくして、議論はある種の循環論法に陥っていったのである。

IV. 専門職化と組織の問題

例えば、ウィレンスキー²⁶⁾や、グート²⁷⁾、ヒュージ²⁸⁾など、専門職について論じた学者の多くは、司書を専門職ではなく準専門職と判断することが常であった。準専門職の多くは、組織への所属が職業成立の前提となっている。そして、組織に属していること、とりわけ官僚的な組織の一員であることは、準専門職の専門職化を阻んでいる主要因の1つとされてきた。

したがって準専門職に関しては、専門職の特性より、むしろ属する組織に注目することの方が重要だと主張されたこともある。組織に属する準専門職は、専門職として重視すべきことと、組織の被雇用者として要求されることとの間で、しばしば葛藤に直面する。換言すれば、組織内における自律性の度合いが強ければ、それだけ専門職化を果たしているというわけである。

図書館司書が、図書館という組織に所属せざるを得ないことは、司書をめぐる専門職論争においても何度か指摘されてきた。例えば、1999年刊行『図書館情報学ハンドブック 第2版』の「図書館専門職」の項目にも、「図書館職がその専門職としての力量を発揮するためには、図書館という組織に雇用され、組織の一職員として働く必要がある」²⁹⁾ことが確認されている。

以上のような問題意識を念頭に、私は、前章で触れた司書をめぐる専門職論争の検討に続く論考で、準専門職論や組織論、あるいは職業と組織との関係に関する研究などを拠り所に、再び司書の問題についての考察を試みた³⁰⁾。というのも、司書が図書館という組織に所属せざるを得ないことは、司書の専門職化を阻害している要因の1つとして考えられてきたからである。

しかし考察の結果、司書の専門職化を阻んでいる要因は図書館という組織に所属せざるを得ないことではない、と判断せざるを得なかった。そもそも、司書は図書館に所属して初めて専門性を発揮できる。たしかに、個々の司書が高度な専門性を修得しておくことも不可欠には違いない。しかし、その専門性は図書館を通じての

み発揮できるものである。となると、むしろ問題は、図書館が固有の官僚的組織を形成できないでいること、換言すれば、上位組織による管理体制が、図書館という組織の論理や自律性を奪っていることにあると考えられる。

実際、公立図書館や大学図書館では、図書館に配属されていた職員が他部署への移動を命じられたり、図書館以外の部署から司書資格の有無とは関係なしに図書館職員として配属される事例が度々報告されてきた。要するに、日本の場合司書の専門職化を妨げている主要因は、専門性の問題よりも、むしろ図書館とその上位組織との関係にあると考えられる。上位組織の論理により、図書館の専門的業務を十全に発揮するための組織形成が阻害されていることが問題なのである。

V. 病院図書館員と組織化の問題

一方、「病院図書館員は概ね一人勤務で」³¹⁾あるという。したがって、病院図書館員に関しては、前章で確認した組織形成の問題を当てはめて考えるべきではないとの意見も存在しよう。しかし、図書館という組織は個別具体的な人という存在のみから構成されているわけではない。資料や設備はもちろん、他館との協力体制も含めて、図書館という職務が組織化されているのである。となると、この職務の担い手が1人か複数かということよりも、病院という組織の中で図書館がその専門性を発揮し得るように組織化されているかどうかの問題ということになる。

病院図書館員は、「一人で図書室の他にカルテ室など図書室以外の部門を兼務している場合も多い」という。それにもかかわらず、「病院図書館員は図書館の存在価値、自分の存在理由をアピールすることに失敗すれば、その職場、予算を失う状況に置かれている」³²⁾とまでいわれている。のみならず、「ここ数年来、確実に常勤司書の退職や配置転換の後任の殆どがパート職員か人材派遣職員、または他の職種の兼務を優先せざるを得ない兼任者となる傾向が著しく見ら

れる」³³⁾ことも指摘されている。2008年に実施された調査によれば、担当者が置かれていない病院図書館さえ少なからず存在する³⁴⁾。

要するに、図書館の論理が上位組織の論理に埋没し、その機能を十全に発揮するための組織体制を築けないでいるという点に関しては、病院図書館も他館種と同様なのである。日本の司書には、組織の枠を越えた専門職としての全体的かつ強力な統制枠組みが存在しない。この状況下、いずれの館種の司書も、上位組織ではなく図書館の論理を優先したり、その論理に公然と従うことを正当化できないでいるのである。

先述したウインターの論考に依拠すれば、専門職の統制を可能にする源泉は、構造的権威ないし規範的権威ということになる。構造的権威は、法的な裏付けなど、主として公的な保証によって発生する。それに対して、規範的権威は、専門職養成機関や専門職団体などを通じ、職業集団の間で問題解決法や思考様式などに関する一定の合意が形成されていることなどに由来する。

周知の通り、日本の図書館司書は、館種により具体的な事情はそれぞれ異なるものの、いずれも構造的権威が極めて不十分な状況となっている。規範的権威に関しても、決して強固であるとは言い難い。次章では、病院図書館に照準を絞り、司書の統制枠組みについて、この2つの権威という観点から考察することにする。

VI. 病院図書館員の統制枠組み

医療法22条8項では、地域医療支援病院への図書室設置が義務づけられている。ただし、同法が規定するのは、講義室など同様に位置づけられた施設としての図書室にすぎない。この条項は、病院図書館に関する唯一の法規制であるが、地域医療支援病院以外の病院には適用されない。そして、施設の担い手に関する法規制は存在しない、というのが現状なのである。

また、法規類の範疇に含まれるものではないが、病院機能評価において、「図書室機能が適切

に発揮されている」という評価項目が存在する。病院機能評価とは、医療機関の機能を評価する第三者機関として1995年に設立された財団法人日本医療機能評価機構が実施する評価である³⁵⁾。ただし、上記図書室に関する項目は、自己評価の直接の対象となる中項目ではなく、「職員を対象とした教育・研修が実施されている」という中項目を評価する際に勘案すべき小項目の1つにすぎない。そして、この病院機能評価にも、図書室の担い手に関する記述はまったく存在しないのである³⁶⁾。以上のことから、病院図書館の司書に関しては、構造的権威を支える基盤が他館種よりもさらに脆弱か、見方によっては皆無と判断しても過言ではないであろう。

病院図書館界の専門職団体としては、1974年11月設立の近畿病院図書室協議会³⁷⁾と1976年3月設立の日本病院ライブラリー協会(旧病院図書室研究会)³⁸⁾などが存在する。前者は、「日本で初めての病院における図書館ネットワーク」だが、設立時から協議会活動に携わってきた松本は、同会の誕生について「同じ職種同士の横のつながりができたことは、今から思えば画期的なことだった」と述べている³⁹⁾。

上記両会は、1997年より、病院図書館員認定資格制度の確立を目指して共同で検討を進めていた。しかし、検討過程で意見の相違などが表面化し、実現には至っていない。その経緯を調査した長谷川は、この取り組みが、病院図書館司書の「雇用と身分を賭けての起死回生の企画であった」⁴⁰⁾との見解を示している。なお、医療分野の司書を対象とした認定資格としては、医歯薬学系大学図書館員が会員の大半を占める日本医学図書館協会によるヘルスサイエンス情報専門員認定資格制度が存在するのみとなっている。

近畿病院図書室協議会や日本病院ライブラリー協会という存在が、病院図書館界に対する帰属意識の醸成に貢献していることは確かであろう。それでも、両会が規範的権威となっているのかについては疑問が残る。両会の存在は、

司書の自己規範を支えているにせよ、少なくとも現状では実態としての権威を伴うものではない。

Ⅶ. おわりに

これまでの専門職研究が明らかにしたように、専門性の向上は、そのまま専門職制度の確立に結びつくというわけではない。実際、いわゆる専門非常勤の例が示すように、日本の図書館界では、専門的知識や技術の向上、あるいは経験の蓄積が、安定した雇用や待遇改善には決して直結しないことが明白となってきた⁴¹⁾。また非正規雇用であるために、任期終了ごとに新たな職場を探すことを強いられる、いわゆる「流動する図書館員」が、通常の正規雇用では決して獲得できない、地域や館種を越えた専門性を身につける傾向にあることも指摘されている。

要するに、日本の図書館界では、専門性と待遇との逆転現象が生じているのである。小川が述べるように、流動化が進む中、「能力が客観的に目に見える形で評価されなければ、採用も不採用もすべて運次第ということになってしまう」⁴²⁾。だからこそ、能力認定制度が必要と主張されているのである。

この主張は、病院図書館の世界にも当てはまる。たとえ専門職化に直結するものではないにせよ、認定制度は、上位組織が司書の専門性を「目に見える形で評価」する契機となり、それ以上に、司書の自己規範を支える存在にもなると考えられるからである。

参考文献

- 1) 中村友紀：病院図書室の業務分析(第1報)：図書室担当者の専門性は生かされているか、病院図書館, 2006;26(2):49-53.
- 2) 寺澤裕子, 山室真知子, 中村友紀：図書館員の専門性に関する文献研究, 病院図書館, 2007;27(2):58.
- 3) 山室真知子, 寺澤裕子, 中村友紀：病院図書館におけるサービス(情報提供)の専門性を探る：医

- 学図書館・公共図書館・病院図書館の役割. 病院図書館. 2009;29(2):51, 53.
- 4) 岩猿敏生. 戦後の大学図書館における職員の問題: 司書職制度確立運動を中心に. 大学図書館国際連絡委員会編. 大学図書館の管理運営: 第2回日米大学図書館会議応募論文集. 東京: 大学図書館国際連絡委員会: 1972. p.63.
 - 5) 田中隆子. 図書館職員論の沿革. 日本図書館協会図書館員の問題調査研究委員会編. 図書館員の専門性とは何か: 委員会の記録. 東京: 日本図書館協会: 1976. p.6.
 - 6) アンケート・期待される図書館員像. 図書館雑誌. 1966;60(11):450.
 - 7) 連載特集・図書館員とは何か. 図書館雑誌. 1966;60(1):6-13, 16-23, 60(2):44-56, 58-64, 60(3):86-101, 60(4):128-40, 142-4.
 - 8) 図書館員シリーズ. 図書館雑誌. 1966;60(5):174-86, 60(6):214-23, 225-33, 60(7):254-66, 60(8):317-26, 328-38, 60(9):358-73, 60(10):394-417, 60(11):444-7, 450-4.
 - 9) 図書館員の問題調査研究委員会: 専門性を保った司書職制度の調査研究: 図書館員の問題調査研究委員会の経過報告. 図書館雑誌. 1970;64(6):284.
 - 10) 図書館員の問題調査研究委員会: 図書館員の専門性とは何か: いまこそ協会の出番. 図書館雑誌. 1970;64(5):213.
 - 11) 図書館員の問題調査研究委員会: 図書館員の専門性とは何か: 委員会の中間報告. 図書館雑誌. 1970;64(11):528-30.
 - 12) 図書館員の問題調査研究委員会: 図書館員の専門性とは何か その現実と課題: 社会教育法改正に関連して: 続・委員会の中間報告. 図書館雑誌. 1971;65(11):582-7.
 - 13) 図書館員の問題調査研究委員会: 図書館員の専門性とは何か: 委員会の中間報告・Ⅲ. 図書館雑誌. 1972;66(11):548-51.
 - 14) 図書館員の問題調査研究委員会: 図書館員の専門性とは何か(最終報告). 図書館雑誌. 1974;68(3):104-11.
 - 15) 特集: 図書館員の専門性. 現代の図書館. 1995;33(3):155-215.
 - 16) 鈴木正紀: 大学図書館の職員問題: 専門職制度はなぜ成立しないのか? 現代の図書館. 1995;33(3):170-8.
 - 17) 山口真也: 図書館員の専門性をめぐって. 沖縄県図書館協会誌. 2009;(13):1.
 - 18) 大城善盛: 司書の専門性に関する考察. 沖縄県図書館協会誌. 2009;(13):34-43.
 - 19) 重川須賀子: 病院図書室と司書の役割. 沖縄県図書館協会誌. 2009;(13):31-3.
 - 20) 薬師院はるみ: 司書をめぐる専門職論の再検討(1)(2). 図書館界. 2000;52(4):190-202, 2001;52(5):250-64.
 - 21) 岩猿敏生: プロフェッションとしての大学図書館員の問題. 図書館雑誌. 1978;72(10):501-4.
 - 22) マイケル・F. ウィンター著. 川崎良孝訳. 技量の統制と文化: 司書職の社会学的理解に向けて. 京都: 京都大学図書館情報学研究会: 2005
 - 23) Roth JA: Professionalism: the sociologist's decoy. *Sociology of Work and Occupations*. 1974;1(1):6-23.
 - 24) 竹内洋: 専門職の社会学: 専門職の概念. *ソシオロジ*. 1971;16(3):45-66.
 - 25) 田引淳子: 病院図書館における専門職教育の課題と展望. ほすびたる らいぶらりあん. 2002;27(3):239, 244.
 - 26) Wilensky HL: The professionalization of everyone? *The American Journal of Sociology*. 1964;70(2):137-58.
 - 27) Goode WJ. The theoretical limits of professionalization. In: Etzioni A ed. *The semi-professions and their organization: teachers, nurses, social workers*. N. Y.: The Free Press; 1969. p.266-313.
 - 28) Hughes EC. *Men and their work*. Westport, Conn.: Greenwood Press; 1981.
 - 29) 高山正也. 図書館専門職. 図書館情報学ハンドブック編集委員会編. 図書館情報学ハンドブック. 2版. 東京: 丸善株式会社: 1999. p.145.
 - 30) 薬師院はるみ: 専門職論と司書職制度: 準専門職から情報専門職まで. 図書館界. 2004;56(1):2-12.
 - 31) 林伴子: 病院図書館員と研修活動. ほすびたる らいぶらりあん. 2002;27(3):245.
 - 32) 成田俊行: JMLAに望むこと: 病院図書室会員の立場から. 医学図書館. 2000;47(1):26-7.
 - 33) 山室真知子: 病院図書室と患者図書室の現状. 医学図書館. 2004;51(2):113.
 - 34) 和気たか子, 山口妙子: 看護学校・病院の図書室における司書等職員の配置状況: 全国アンケートより. 看護と情報. 2009;16:91-4.
 - 35) 日本医療機能評価機構の紹介. [引用 2011-01-10]. <http://jcqhc.or.jp/html/introduction.htm#pagetop>
 - 36) 病院機能評価統合版評価項目 V6.0. [引用 2011-01-10]. <http://jcqhc.or.jp/html/documents/pdf/v6.pdf>
 - 37) KHLAのご紹介. [引用 2011-01-10]. <http://www.hosplib.info/khla/index.html>
 - 38) 日本病院ライブラリー協会ご案内. [引用 2011-01-10]. <http://jhla.org/info1005.pdf>

- 39) 近畿病院図書室協議会の歩みと未来への期待. 病院図書館. 2003;23(2):60-9.
- 40) 長谷川昭子: 医学・医療系図書館員の認定資格制度. 日本図書館情報学会誌. 2007;53(3):159.
- 41) ず・ほん編集委員会: 特集 図書館での働き方を考える: 非常勤の未来. ず・ほん. 2001;(7):3-48.
- 42) 小形充. 非正規職員化する図書館. 日本図書館研究会編集委員会編. 構造的転換期にある図書館: その法制度と政策. 大阪: 日本図書館研究会: 2010. p.151.